

令和5年度 神戸市
お気軽健康チェック業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

神戸市 健康局 健康企画課

1 業務名称

お気軽健康チェック業務

2 目的・趣旨

コロナ禍において、外出自粛等の生活の変化により、生活習慣病の悪化などの健康二次被害が懸念されている。健診受診率が低い世代をターゲットにモデル地区を設定して、買い物の機会に気軽に血糖・血圧等の健康チェックを実施する。その場でのチェック結果により健診や医療機関の受診を勧奨することで、早期発見・早期治療につなげる。

【実施規模】市内 1 区をモデル地区に設定。年間 10 回程度の実施。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき協議を行ったうえで、仕様書の内容を変更することができる。

4 契約期間

令和 5 年 8 月下旬を予定 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

5 業務の上限予算額

金 5,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加申請時において、神戸市指名停止基準要綱(平成 6 年 6 月 15 日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 5 月 26 日市長決定)に基づく除外措置を受けていないこと。
- (4) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。
- (5) 神戸市内に事業所を有すること

7 スケジュール

公表	令和 5 年 8 月 1 日(火)
質問受付期間	令和 5 年 8 月 1 日(火)～令和 5 年 8 月 16 日(水)
企画書提出期限	令和 5 年 8 月 17 日(木)
無資格通知の発送	令和 5 年 8 月 18 日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 5 年 8 月 25 日(金)
審査結果通知の発送	令和 5 年 8 月下旬予定

8 プロポーザル参加にあたっての手続き等

(1) 参加申請の手続き

ア 参加申請受付期間

令和 5 年 8 月 1 日(火)から令和 5 年 8 月 17 日(木)まで(神戸市の休日を定める条例(平成 3 年 3 月条例第 28 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(正午から午後 1 時までを除く。)

イ 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式 1)
- ② 法人登記簿謄本(提出日前 3 か月以内に発行された正本)
- ③ 代表者印鑑登録証明書(提出日前 3 か月以内に発行された正本)
- ④ 委任状(代表者以外の者が申請する場合のみ)任意様式
- ⑤ 事業経歴書及び業績報告書(直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載)任意様式
- ⑥ 国税の納税証明書(同証明書「その 3 の 3」〔法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明〕)
- ⑦ 共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体結成届出書(様式 5)
 - ※ 共同企業体で参加する場合は、⑦を作成のうえ、①・④の書類は代表事業者について、②③⑤⑥の書類は構成事業者すべてについて提出してください。
 - ※ 同一の事業者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社、並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者に現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。)が複数の提案をすることは認められません。

※②⑥の書類は、神戸市入札参加資格の登録をしている場合は不要

ウ 提出方法

提出書類は持参または郵送(必着)により神戸市健康局健康企画課まで提出することとし、FA X、電子メールによる提出は受け付けない。

(2) 質問事項の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和 5 年 8 月 1 日(火)から令和 5 年 8 月 16 日(水)まで(神戸市の休日を定める条例(平成 3 年 3 月条例第 28 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(正午から午後 1 時までを除く。)

イ 質問受付及び回答の方法

質問は書面により提出すること。受け付けた質問とその回答については、随時ホームページにて公開する。

(3) プロポーザル参加資格の審査及び通知

ア プロポーザル参加申請の提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和 5 年 8 月 18 日(金)付けで書面により通知する。

イ プロポーザル参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して書面により通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和5年8月1日(火)から令和5年8月17日(木)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前8時45分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式2)

イ 企画提案書(任意様式) ※「企画提案書 提案依頼項目及び詳細一覧表」を参考に作成

ウ 見積書(任意様式)

※本業務の遂行に当たり、必要とする受託金額を提案上限金額(5 業務の予定予算額参照)の範囲内で記入すること。記入に当たっては単価等を詳細に示すこと。業務の予定件数は仕様書を参照。

エ 業務実績調書(様式3)

オ プレゼンテーション出席予定者名簿(様式4)

(3) 提出部数

9部(正本1部 写し8部)

(4) 提出方法

上記8(1)ウと同じ

10 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された書類をもとに、業務の実施方法等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

◆ 日時及び場所

令和5年8月25日(金)

開始時間及び場所については、参加者に別途個別通知する。

11 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、提出書類及びプレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに、本プロポーザル審査委員会において審査基準に基づき行い、最も評価の高い1社を選定する。

(2) 審査基準

審査基準は次に示す観点から総合的に判断し、公平かつ客観的な審査を行う。

(3) 評価項目

別紙配点表参照

12 審査結果の通知

審査結果は令和5年8月下旬に、採否にかかわらず書面にて通知する。

13 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、事業者の負担とし提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用途以外に事業者が無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書の差替え及び訂正並びに期限後の提出は認めない。
- (4) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (5) 申請後に提案者が本プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

14 提出先・問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館21階

神戸市 健康局 健康企画課

TEL:078-322-6517 FAX:078-322-6052

電子メール shippei@office.city.kobe.lg.jp

配点表

《採点方法》

項目ごとに評価し、それぞれの点数を合計し、各委員 300 点満点で総合評価し、最高得点者を選定する。

表1 評価項目および配点表

※評価項目の詳細等についてはページvi「企画提案書 提案依頼項目及び詳細一覧表」参照

評 価 項 目		配点 (満点)
1.実施体制	人員体制	50
	個人情報保護等	35
	安全管理	35
2.事業内容	業務の実施方法	100
	独自提案事項	30
3.実績	実績(他の自治体や保険者における契約実績)	30
4. 価格	見積金額	20
	合 計	300

企画提案書 提案依頼項目及び詳細一覧表

番号	提案依頼項目	詳細
1	実施体制 ①人員体制 ②個人情報保護対策等 ③安全管理	業務を実施する人員体制（職種・経験年数・役割等） 検査および保健指導に携わる人材の教育・研修体制 ※研修体制（内部・外部含む）は提案書に詳細を明記 業務の情報共有の体制 個人情報保護対策 安全対策、事故発生時(緊急時)の対策、クレーム対策
2	お気軽健康チェック ①業務の実施方法 ②独自提案事項	・実施の準備に関すること ・実施方法・特徴 ・評価、報告に関すること 自由記載
3	実績	本市および他の自治体における健康関連業務の契約実績
4	価格	上限金額の範囲内か、他社より見積額が安価か